規約



トヨニユナイテッドサッカークラブ

トヨニユナイテッドサッカークラブ規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 このクラブは、トヨニユナイテッドサッカークラブと称する。

(事務所)

第2条 このクラブの事務局は、代表宅に置く。

(目 的)

第3条 このクラブの目的は、サッカー活動を通じて、少年・少女のサッカー技術の向上と心身の健全な育成に資することとする。

(登 録)

第4条 このクラブ及びクラブ員は、NPO 法人多摩サッカー協会及び東京都 サッカー協会へ登録するものとする。 ただし、クラブ員の登録は、小学3年生以上とする。

(活動)

第5条 このクラブは、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) サッカー練習(合宿を含む。)
- (2) 各種試合への参加
- (3) 地域活動への参加
- (4) クラブ指導者、クラブ員家庭相互の親睦
- (5) その他クラブ目的を達成するために必要な活動

(保 険)

- 第6条 このクラブの会員及び役員は、活動中の不慮の事故に備え、スポー ツ保険に加入するものとする。
 - 2 スポーツ保険への加入は、クラブが一括して行うものとする。

第2章 クラブ員

(クラブ員)

- 第7条 このクラブのクラブ員は、原則として、このクラブの主たる練習場である多摩市北豊ヶ丘小学校及び南豊ヶ丘小学校へ通うことの出来る正会員及び準会員とする。
 - (1) 正会員は、小学生とする。
 - (2) 準会員(キンダー)は、未就学児童とする。

(入 会)

第8条 このクラブに入会を希望する者は、入会希望者の保護者が所定の加入申込書に必要事項を記入の上、押印して提出するものとする。

(脱 退)

第9条 クラブ員が脱退を希望する場合は、クラブ員の保護者が任意の様式 で脱退届けを提出するものとする。

(除 名)

第 10 条 このクラブは、クラブ員等がクラブ運営の秩序を著しく乱すような 行為等を行った場合は、クラブ員を除名することができるものとする。

第3章 役 員

(役 員)

第11条 このクラブに次の役員を置く。

- (1) 代 表 1名
- (2) ヘッドコーチ 1名
- (3) コーチ 複数名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 保護者代表 複数名
- (6) 会計監査員 1名
- 2 役員は、相互に兼ねることができる。

(役員の職務)

- 第12条 役員の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 代表は、このクラブを代表し、運営を統括するとともに、クラブ全

体の監督を兼ねる。

- (2) ヘッドコーチは、このクラブのサッカー技術に関する事項を掌理する。
- (3) コーチは、クラブ員に対しサッカー技術のほか、礼儀等クラブ員の 人格形成に有用な指導も行うものとする。
- (4) 事務局長は、このクラブの事務全体を掌理する。
- (5) 保護者代表は、コーチ等との連絡、学校施設利用手続き、資材等の 手配、保険加入手続き及び会費の出納等を担当する。
- (6) 会計監査員は、このクラブの会計について、監査を行う。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は、1年とし再任を妨げない。 ただし、保護者代表の任期は、6か月とし再任を妨げない。

(役員の報酬)

第14条 役員は、無給とする。

第4章 総 会

(召集)

第15条 総会は、少なくとも年1回代表が召集する。

- 2 総会の招集は、少なくとも会議の7日前までに、日時、場所、議題 を通知しなければならない。
- 3 総会は、現在クラブ員数の3分の2以上の保護者の出席がなければ 成立しない。
- 4 総会へ出席できない保護者は、委任状をもって他の保護者を代理人とすることができる。

この場合において、前項の適用については、出席したものとみなす。

(協議事項)

第16条 総会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 活動計画及び収支予算
- (2) 活動報告及び決算報告
- (3) 役員の選任、ただし、役員のうち保護者代表は、保護者の話し合いで選任するものとする。
- (4) その他クラブ運営に必要な事項

(議長)

第17条 総会の議長は、出席者の互選とする。この場合、代表以外の役員が議長になることを妨げない。

(議 決)

第18条 協議事項は、出席保護者の過半数をもって決する。 賛否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 定例会議

(会 議)

第19条 役員による定例の会議を、原則として毎月1回開催するものとする。

(召集)

第20条 定例会議の招集は、代表が行う。

(協議事項)

第21条 定例会議の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 当面のスケジュール
- (2) 多摩市サッカー協会及び東京都サッカー協会の行事等
- (3) その他クラブ運営に係る必要な事項

第5章 会 計

(会計年度)

第 22 条 このクラブの会計年度は、毎年 4 月 1 日から、翌年 3 月 31 日まで とする。

(会 費)

- 第23条 このクラブ運営に必要な費用を賄うため、クラブ員から入会金及び 会費を徴収する。
 - 2 入会金及び会費の額は、中途入会者の会費も含め収支予算とあわせ 総会で決定する。
 - 3 夏季合宿を行う場合の費用は、特別会計として、一部を参加者から 徴収する。
 - 4 レクリェーションに必要な経費は、一部を参加者から徴収する。

(会計監査)

- 第 24 条 クラブ会計は、前期分 $(4\sim 9 \, \text{月})$ 及び後期分 $(10\sim 3 \, \text{月})$ について、会計監査員の監査を受けなければならない。
 - 2 会計監査員は、総会において監査の報告を行わねばならない。

第6章 規約の変更

(規約の変更)

第25条 規約の変更は、総会において出席者の2分の1以上の多数による議決を必要とする。

第7章 解 散

(解 散)

第26条 このクラブは、総会の議決により解散する。この場合、出席者の3 分の2以上の多数による議決を必要とする。

(財産の処分)

第27条 このクラブが解散した場合の財産の処分は、総会で決める。

(その他)

第 28 条 このクラブ運営に関し、規約に定めがない事項が生じたら定例 会議において定める。

附則

- 1 この規約は、平成18年4月24日から適用する。
- 2 従前の規約は、破棄する。
- 3 この規約は、平成20年4月28日から適用する。(20.4.27改正)